

愛知地方最低賃金審議会
第 2 回 愛知県最低賃金専門部会 議事要旨

日 時 令和 4 年 8 月 3 日(水) 午前 8 時 30 分～午前 10 時 00 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 2 階 愛知労働局北大会議室

出 席 者

(公 益 代 表 委 員) 3 名

(労 働 者 代 表 委 員) 3 名

(使 用 者 代 表 委 員) 2 名

(事 務 局) 7 名

議 題 (1) 令和 4 年度地域別最低賃金の目安について

(2) 令和 4 年度愛知県最低賃金の改正について

(3) その他

議事要旨

議題(1)について

・事務局から「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」についての伝達・報告が行われた。

議題(2)について

・事務局から「最低賃金基礎調査に基づく総括表」、「影響率・未満率等の推移」、「最近の経済情勢」、「最近の雇用情勢」、「最低賃金引上状況等の推移」等、資料の概要についての説明が行われた。

・労働者代表委員からは、

- ① 現行水準は働きの価値に見合った水準とはいえない。
- ② 近時の物価上昇等、最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視すべきである。
- ③ やりがい・働きがいの向上による生産性向上に寄与するものである。

との主張がなされた。

・使用者代表委員からは、

- ① 企業を取り巻く環境は外的にも内的にも非常に厳しい状況にある。企業努力でできない部分については、行政側の更なる支援によって企業側の付加価値を向上させ、自発的に賃上げの原資を確保できる状況、環境を整備していただくことが先ではないか。
- ② 引上げについては、31 円という目安金額を容認することには、非常に慎重にならざるを得ない。

との主張がなされた。

・個別の打ち合わせが行われ、労働者側からは目安額プラス 1 円の 32 円が提示され、使用者側から金額提示はされなかった。金額の一致には至らず、継続審議とされた。

議題(3)について

・事務局から、次回の第 3 回目は、8 月 4 日(木)午前 10 時 00 分から 2 階北大会議室で予定しているとの説明が行われた。

(令和 4 年 8 月 3 日) 愛知地方最低賃金審議会
第 2 回愛知県最低賃金専門部会 議事要旨